

## 測量・建設コンサルタント業務等の入札に係る最低制限価格の導入について

業務成果品の品質確保、ダンピング受注の防止等を図る観点から測量・建設コンサルタント業務等の入札において最低制限価格を導入することとしましたので、ご留意願います。

### 1 算定基準

(最低制限価格の算定式)

	業種区分	算定式
対象業務	測量業務	予定価格に10分の6を乗じて得た額
	建築関係の建設コンサルタント業務	予定価格に10分の6を乗じて得た額
	土木関係の建設コンサルタント業務	予定価格に10分の6を乗じて得た額
	地質調査業務	予定価格に3分の2を乗じて得た額
	補償関係コンサルタント業務	予定価格に10分の6を乗じて得た額
適用	予定価格が50万円を超える業務	

2 適用時期 令和4年7月1日以降に入札を行うものから適用する。